

令和6年9月

各 位

板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先
一般財団法人徳島県環境整備公社

廃石膏ボードの受入基準の改正について（お知らせ）

時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当公社の業務推進に格別の御理解を賜り深く感謝申し上げます。

さて、当公社が設置している最終処分場では、産業廃棄物「廃石膏ボード」の受入れを行っていますが、リサイクルをさらに促進し、埋立てによる環境への影響を抑制するため、当公社の受入基準を次のとおり改正しますのでお知らせいたします。

つきましては、令和6年10月1日からの運用とさせていただきますが、現在契約を締結している事業者につきましては、本年度末をもって、廃石膏ボードの契約は終了とさせていただきますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

1 改正の趣旨

廃石膏ボードのさらなるリサイクルを促進し、埋立てによる環境への影響を抑制するため

2 改正内容

廃石膏ボードの個別受入基準に「廃石膏ボードリサイクル事業所から排出される残渣に限る」文言を追加

3 改正日

令和6年10月1日

4 お問合せ窓口

一般財団法人徳島県環境整備公社

徳島東部管理事務所 担当：内輪, 福井 TEL：088-699-1153

橘管理事務所 担当：金澤 TEL：0884-21-4111

廃棄物埋立処要綱の改正（案）【新旧対照表】

個別別受入基準（橋処分場）

（別表3）

廃棄物の種類	改正案		現行	
	受入基準	受入基準	受入基準	受入基準
一般廃棄物	燃	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみの焼却残灰で熱しやく減量15%以下のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみの焼却残灰で熱しやく減量15%以下のもの 	
	不燃	<ul style="list-style-type: none"> 破碎されたもので最大径30cm以下のもの若しくは 圧縮されたもので最大径50cm以下のもの 中空の状態でないもの 	<ul style="list-style-type: none"> 破碎されたもので最大径30cm以下のもの 圧縮されたもので最大径50cm以下のもの 中空の状態でないもの 	
産業廃棄物	プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> 中空の状態がなく、かつ、最大径が概ね15cm以下に破碎し、切断し、水面に浮遊しないように工夫したもの 	<ul style="list-style-type: none"> 中空の状態がなく、かつ、最大径が概ね15cm以下に破碎し、切断し、水面に浮遊しないように工夫したもの 	
	廃石膏ボード	<ul style="list-style-type: none"> 廃石膏ボードリサイクル事業所から排出される残渣に限る 最大径が概ね30cm以下のもの 水面に浮遊しないよう工夫したもの 	<ul style="list-style-type: none"> 最大径が概ね30cm以下のもの 水面に浮遊しないよう工夫したもの 	
陸上建設残土	<ul style="list-style-type: none"> 主に公共事業から発生する陸上建設残土 		<ul style="list-style-type: none"> 主に公共事業から発生する陸上建設残土 	
港湾浚渫土砂	<ul style="list-style-type: none"> 橋湾、中島湾、富岡港から発生する浚渫土砂で港湾当局が適当と認めたもの 		<ul style="list-style-type: none"> 橋湾、中島湾、富岡港から発生する浚渫土砂で港湾当局が適当と認めたもの 	

個別別受入基準（徳島東部処分場）

（別表3-2）

廃棄物の種類	改正案		現行	
	受入基準	受入基準	受入基準	受入基準
一般廃棄物	燃	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみの焼却残灰で熱しやく減量10%以下のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみの焼却残灰で熱しやく減量10%以下のもの 	
	不燃	<ul style="list-style-type: none"> 破碎されたもので最大径30cm以下のもの若しくは 圧縮されたもので最大径50cm以下のもの 中空の状態でないもの 	<ul style="list-style-type: none"> 破碎されたもので最大径30cm以下のもの 圧縮されたもので最大径50cm以下のもの 中空の状態でないもの 	
産業廃棄物	プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> 中空の状態がなく、かつ、最大径が概ね15cm以下に破碎し、切断し、水面に浮遊しないよう工夫したもの 	<ul style="list-style-type: none"> 中空の状態がなく、かつ、最大径が概ね15cm以下に破碎し、切断し、水面に浮遊しないよう工夫したもの 	
	廃石膏ボード	<ul style="list-style-type: none"> 廃石膏ボードリサイクル事業所から排出される残渣に限る 最大径が概ね30cm以下のもの 水面に浮遊しないよう工夫したもの 	<ul style="list-style-type: none"> 最大径が概ね30cm以下のもの 水面に浮遊しないよう工夫したもの 	
陸上建設残土	<ul style="list-style-type: none"> 主に公共事業から発生する陸上建設残土 		<ul style="list-style-type: none"> 主に公共事業から発生する陸上建設残土 	
港湾浚渫土砂	<ul style="list-style-type: none"> 徳島小松島港、今切港、栗津港、撫養港から発生する浚渫土砂で港湾当局が適当と認めたもの 		<ul style="list-style-type: none"> 徳島小松島港、今切港、栗津港、撫養港から発生する浚渫土砂で港湾当局が適当と認めたもの 	

附則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。